

特定個人情報保護委員会（第35回）議事概要

1 日時：平成26年12月16日（火）15：00～16：00

2 場所：特定個人情報保護委員会委員会室（三会堂ビル8階）

3 出席者：堀部委員長、阿部委員、手塚委員

　　其田事務局長、松元総務課長

4 議事の概要

（1）議題1：特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等・地方公共団体等編）について

事務局から資料について説明があった。

原案のとおり了承され、ガイドラインについて公布し、意見募集の結果についてホームページにて公表することとなった。

（2）議題2：独自利用事務に係る情報連携に関する委員会規則の論点整理について

事務局から資料について説明があった。

手塚委員から「いわゆる横出し等について委員会規則により情報連携するケースは、その内容について一定の整理が必要である」という旨の発言があった。これに対し事務局から「横出し等に該当する事務は、その事務の趣旨・目的と別表事務の根拠法令における趣旨・目的が同一であり、事務に類似性が認められ、かつ、情報提供者、提供を求める特定個人情報等が別表事務とほぼ同一である事務に限られることになるが、地方公共団体の御意見も聞きながら、更に検討していきたい」という旨の発言があった。引き続き、委員会規則について検討することとなった。

（3）議題3：情報提供ネットワークシステムの運営に関する事務全項目評価書の公表について

事務局から、第34回委員会において承認した標記評価書を総務省が公表したことについて報告があった。

（4）議題4：その他について

番号法第19条第12号に準ずるものとして同条第14号の規定に基づき定める委員会規則の制定方針について、事務局から、特定個人情報の提供制限の例外として認める必要性が特に高いものを委員会規則として規定しようと考えている旨の説明があった。阿部委員から「第12号には政令で定めた場合に提供できる旨の規定があることから、政令ではなく委員会規則

で定めなければならない理由をきちんと整理する必要がある」という旨の発言があり、これに対し事務局から「整理したい」という旨の発言があった。引き続き、委員会規則について検討することとなった。

行政機関等における特定個人情報保護評価の実施見込み等について、事務局から資料の説明があった。資料について行政機関等に提供することとなった。

公的年金業務等に係る特定個人情報保護評価の実施時期に係る厚生労働省からの協議について、事務局から説明があった。これについては、特定個人情報保護評価指針第6の1に基づき、プログラミング開始前の適切な時期に特定個人情報保護評価を実施することで差し支えないこととなった。

経済産業省が個人情報の保護に関する法律に係る経済産業分野を対象とするガイドラインを改正したことについて、事務局から報告があった。

事務局から第27回、第28回及び第29回委員会の議事概要案について説明があった。原案のとおり了承され、ホームページに掲載することとなった。

以上